

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和3年3月5日(金) 午前11時30分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6階601会議室
- 3 事 件
議案第20号 三次市避難行動要支援者名簿に関する条例(案)
議案第24号 三次市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例(案)
議案第25号 三次市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第26号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第27号 三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第28号 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第45号 広島市と三次市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 4 出席委員 大森俊和, 齊木 亨, 小田伸次, 山村恵美子, 横光春市, 伊藤芳則, 藤岡一弘,
中原秀樹
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【危機管理監】川村危機管理監, 廣瀬危機管理監付課長, 白附危機管理課長, 高松危機管理係長
【総務部】細美総務部長, 桑田総務課長, 瀧熊行政係長, 加藤職員係長
【地域振興部】中原地域振興部長, 田村地域振興課長, 松本地域づくり係長,
牧浦スポーツ振興係長
【経営企画部】宮脇経営企画部長, 東山情報政策課長, 宮本ICT活用推進係長
- 7 議 事

午前11時30分 開会

○大森委員長 ただいまの出席委員数は8名であります。全員出席ですので、委員会は成立をしております。

審査日程の説明をいたします。委員会再開後の審査日程について申し上げます。審査日程は、3日に開催した委員会で御確認いただいた内容と変更はございません。

それでは、最初に、議案第20号、「三次市避難行動要支援者名簿に関する条例(案)」の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

川村危機管理監。

○川村危機管理監 それでは、危機管理監が所管いたします議案第20号、「三次市避難行動要支援者名簿に関する条例(案)」につきまして御説明いたします。着座で説明させていただきます。

本案は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、災害時における避難行動要支援者の円滑な避難を図るため、避難行動要支援者名簿の作成、及び関係機関への名簿の提供等に関して必要な事項を定め、平時から名簿情報を共有、活用できるよう条例を制定しようとするものでござい

ます。

本条例案の概要につきましては、11月24日の全員協議会において、条例案の概要及び条例案骨子により説明をさせていただいております。その後、12月から1月にかけてパブリックコメントを行い、2月に個人情報保護制度審議会に諮問を行ってまいりました。パブリックコメントでは3件9項目の意見を頂き、その主な内容は、要支援者等に対して取組の趣旨を十分に周知してほしい、あるいは、名簿提供先からは誓約書を取ってほしい、あるいは、医療的ケアが必要な方にも配慮してほしい、あるいは、自主防災組織に過度の負担がかからないようにしてほしいといったものがございました。また、個人情報保護制度審議会からの答申では、本条例案を必要なものと評価していただいた上で、本条例案が、拒否を申し出た人以外の人について名簿情報を提供しようとするものであることから、要支援者本人や御家族に対して十分に制度の趣旨、内容を周知し、納得を得られるようにされたい旨の御意見も頂きました。

本条例案につきましては、こうした御意見を踏まえ、関係機関とも協議の上、取りまとめたものでございます。当初の骨子案と比較いたしまして、骨子のレベルで追加させていただいた点は、条例案の第6条の個別支援計画の条項でございます。ここについては後ほど説明させていただきます。

それでは、条例案の内容につきまして説明させていただきます。

まず、第1条でございますが、本条例の目的といたしまして、要支援者の名簿情報を関係機関に提供することにより、関係機関による要支援者の支援の取組を平時から推進し、災害時における要支援者の円滑な避難を図ることとしております。

第2条は、ポイントとなる用語の定義を定めております。第1号、避難行動要支援者とは支援の対象者であり、第2号、避難支援等とは支援の内容であり、第3号、避難支援等関係者とは支援する側の関係機関でございます。第3号の避難支援等関係者といたしましては、備北地区消防組合、広島県警察など、第3号に列記している機関のほか、規則で定めることとしております。

続いて、第3条は、避難行動要支援者の範囲でございます。本条例では、第1号、要介護3から5の方、第2号、身体障害1級または2級の方、第3号、精神障害1級の方、第4号、療育手帳AまたはマルAの方といたしまして、第5号として、第1号から第4号に掲げる方のほか、第1号から第4号に類する事情により、特に支援を要するものとして規則で定めることとしております。

第4条は、市が避難行動要支援者名簿を作成することと、氏名、生年月日など、名簿に掲載する事項を正確かつ最新の内容に保つことを定めております。

第5条は、本条例のポイントとなる条項でございます。名簿情報の避難支援等関係者への提供のルールを定めております。まず、第5条第1項において、市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供するものとするとして、名簿情報については、平時から関係機関へ提供することを原則としつつ、第2項におきまして、提供を拒否した方については提供できない旨を定めております。

ここで、名簿情報とは、先ほどの第4条の避難行動要支援者名簿そのものではなく、避難支援等の実施に必要な限度の情報でございます。例えばAという自主防災組織に対しては、Aの区域の情

報を提供するのであって、市内全ての対象者の情報を提供するものではございません。また、今後の関係機関との協議によりまして、例えば民生委員の方に要介護度や障害の等級まで詳しく提供する必要がないと判断される場合は、提供する情報を簡略化することも考えております。

第5条第3項は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、災害時等の緊急を要する場合は、本人の同意がなくとも、消防機関等に対して名簿情報を提供できる旨を定めております。

続いて、第6条は、平時からの名簿情報の提供により、市及び避難支援等関係者が個別支援計画の作成等の避難支援の取組を推進する旨を定めております。この条項が、先ほど申しましたように、11月24日の全員協議会で御説明した骨子案にはなかったものでございますが、国が個別支援計画の作成を市町村の努力義務として災害対策基本法に明記する方向であり、また、本条例のめざす取組でもありますことから、その旨を明記することとしたものでございます。第6条第2項により、個別支援計画については別途要綱等により定めることとしております。

最後に、第7条から第10条までは、市から名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者に対して、名簿情報の法措置を求めるものでございます。第7条は、市は避難支援等関係者に対して名簿情報の管理状況の報告を求めたり、検査を行することができる旨を、第8条は守秘義務を、第9条は目的外利用や避難支援等関係者以外の者への提供の禁止を、最後に、第10条は情報漏えい防止措置と漏えいの発生、またはそのおそれがある場合の市長への報告を定めてございます。

条例案についての説明は以上です。よろしく御審議を頂き、御可決を頂きますようお願いいたします。

○大森委員長 ただいま議案第20号に対する説明がございました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

藤岡委員。

○藤岡委員 それでは、こちらの第20号について、何点か質問させていただきます。

まず、今回、第7条から10条にわたって、やはり非常に重要な個人情報の漏えいのところについて記載をしてあるわけですが、10条のところ、情報漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとするというふうに記載があるんですけども、具体的にこういうふうに情報漏えい防止してくださいねというところは明記されてないですよ。今後、多分質問が来ると思うんですが、各自主防災組織の方など、名簿を、例えば鍵がついてない普通のロッカーに置いておいていいのかとか、そういう相談があると思うんですが、それに対してはどういうふうに考えられているのか。先ほど言われた6条のところの推進に努めるというところで、要綱に、こういうふうに管理してくださいねみたいな形で指示していくのかというところをお聞きしたいのが1つ目。

2つ目なんですけれども、今回、名簿が自主防災組織の方々など、そういったところに渡されるというところなんですけれども、例えば自主防災組織は、今、基本的に自治会ごとや、認められているところがあるんですが、今後、例えば各マンションであったり、そういった管理組合があるじゃないですか。もしそういったマンションごとに自主防災組織がつけられた場合、先ほど、私も災害対策基本法の第5条の第2項とか、自主防災組織のところを見させていただいて、認めたら設置が可能じゃないですか、マンションごとの自主防災組織とか。そういった場合に、法の解釈かもし

れないんですけれども、もし各マンションで自主防災組織がつけられたら、そこにも名簿を、求められたら提供していくのかというところを、2点ほどお聞きしたいなと思います。

○大森委員長 川村管理監。

○川村危機管理監 まず、第1点目の情報漏えいの防止措置でございますけれども、委員御指摘のとおり、鍵のかかるロッカーとか、あるいは誓約書を提出していただくとか、必ず誰に渡したかという流れは抑えていきたいというふうに考えております。そういった個人情報の保護、措置については、要領を別に定めまして、そこで定めていきたいと考えております。また、その要領を定めましたらば、今度は、関係機関に対してそれを周知して、関係機関の中でもきちんと周知していただく、必要に応じて研修もしていただくというふうに考えております。

もう一点の自主防災組織、マンション管理組合とか、そういったところにつくった自主防災組織まで流せるのかというところですが、それも誓約書をきちんと取って、きちんと管理するということがあれば、そのことによって要支援者さんの支援が図られるのであれば、それは出さないということではなくて、むしろ積極的にそれを活用して、対策を取っていただくというふうに考えております。

○大森委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 やはり情報漏えいのところでいうと、先ほど言われたように、個人情報のところもありますし、知られたくないこともあると思います。または、いわゆる要支援者ということもあって、例えば空き巣や窃盗等の犯罪にもつながってしまうおそれもある情報だと思うので、その管理をしっかりしていただきたいなと思います。

先ほどの確認なんですけれども、基本的に各マンションごとで自主防災組織とか、それぞれの小さいコミュニティごとですよ。自治会とか、少し広い枠ではなくて、小さいコミュニティごとで自主防災組織をつくることは、可能かどうかというところは、ちょっと確認をさせていただいてもいいでしょうか。

○大森委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 まず、知られたくないことというところでございますけれども、確かにこの条例の場合は、本人さんが拒否の意思表示をしなければ、名簿情報については関係機関で共有するということですので、より個人情報の漏えいには気をつけていかなければいけないというふうに思っております。

それから、小さいコミュニティ毎で自主防災組織ができるのかというところについて、申し訳ございません、今ちょっと条項のものがございませんので、すぐにお答えできないんですけれども、基本的には、今も自主防災組織、19ございますけれども、その下に各地区の自主防災組織がある、またそれが、小さい集落単位で防災委員さんがおられたりというふうな構成に、なってないところもありますが、なっておりますので、それら全てを含んで自主防災組織というふうに私たちは認識をしております。ですから、個別にマンションで自主防災組織を立ち上げられるという場合であっても、それは自主防災組織であろうと思いますが、ただ、三次市の現状を見ますと、既に19の自主防災組織が確立しておりますので、その中で、あえてそこから独立してというのはちょっと考

えにくいのではないかなと。やはり19の自主防災組織の傘下において活動していただくというのが、三次市においては現実的ではないかなというふうに考えております。

○大森委員長 ほかにございますか。

横光委員。

○横光委員 何点かお尋ねをしたいと思いますけれども、第6条の第1項中、市長及び避難支援等関係者は、個別支援計画作成の推進に努めるものというふうにされておりますけれども、第2条第1項第3号に規定する避難支援等関係者がそれぞれ計画を策定するのか、あるいは、関係者がその地域地域によって集まって、その人をどうするのか、作成するのか、あるいは、市が作成して、関係者にこうですよというふうに協力を仰ぐのかどうかというのが1点。

次に、名簿の作成ですが、名簿作成後、情報提供分と、あるいは市が保管しておく分の全体の名簿というのが必要だというふうに思うんですが、そのようにされるんだろうかというふうに思うんですが、それはそういうことですね。名簿の作成は、状況は常に変化しておると思うんですね。要介護度云々、障害者の方、あろうと思うんですが、その更新というのは随時行うのか、それとも、年に何回かに分けて更新をしていくのかということがあろうかと思えます。

先ほどの自主防災組織ということがありますので、例えば三和町だったら、19の自主組織があって、三和町の自主防災連合会というのがあります。15の自主防災会というのがありますが、そこまで名簿が、配るのは大体連合会の19の自主組織だと思うんですが、そこがどのようにしていけばいいのか。15の自主防災会へ、地域の防災会へ分けてもいいのか、分けないと、実際行動ができないですね。そこらはどうのような取扱いにするのか。19の自主組織なら、事務所があって、管理をしますけれども、地域のときには、それぞれの個人がなりますので、そこらの対応はどがにすればよいのかということは、どのようにお考えなのかお伺いをしたいと思います。

○大森委員長 川村管理監。

○川村危機管理監 まず、第6条の個別支援計画の作成の役割分担の御質問かと思えます。これにつきましては、地域によって様々になってくるのではないかなというふうに考えております。まず、今、関係機関と話をしておりますのは、介護のサービスを受けておられる方は介護事業所さん、あるいはケアマネさんで、障害を持たれている方、これについてはその障害者施設の方、やはりふだんから福祉サービスにおいて関わりのある方がつくっていかうというふうに考えております。それ以外の方につきましては、サービスと関わりのない方、条例では要件に該当していても、サービスに当面関わっていないよという方につきましては、そこは民生委員さん、あるいは自主防災組織さん、そういった方々に声をかけていただいて、個別支援計画につなげていただきたいというふうに考えております。ですので、基本的には地域において、市が提供する名簿情報に基づいて、地域において活動、取組を進めていっていただきたい、その環境づくりを市のほうが行っていかうというふうに考えております。

それから、更新でございますけれども、名簿情報、まず名簿の更新につきましては、住民基本台帳等から引っ張ってくるデータ、これは市の内部のデータから引っ張ってきまして、市のほうでは毎月1回更新をしていきます。ただ、それは、市の内部では共有しますけれども、関係機関のほう

へは半年に1度、必要な情報をそこからまたさらに抽出して提供していこうというふうに考えております。

それから、例えば1つの自主防災組織連合会の中で幾つかの自主防災会がありますと、そういったところに対しても、基本的には名簿情報、必要な範囲で御提供していくことが必要であろうかなと。ただ、もう地域のことは分かるとよという地域もございます。そこは必要に応じてというところかなというふうに思っております。例えば小さい自主防災会のほうに提供したとしても、そこからはきちんと誓約書を取っていただいて、そして、鍵のかかるところで保管していただくと、そこは要領に基づいて、きちんと適切に管理ができるところじゃないとお渡しはできないというふうに考えております。

以上です。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 個別支援計画ですが、それぞれがそれぞれ持って、それぞれやるんだということになると、地域において全体を把握できないとか、分かんないじゃないかなというふうな思いをするんです。名簿と併せて、個別の個人個人をどのようにするかというのも分かんない困るのかなと。例えば民生委員さんが1人おられて、避難所へ行かれるときに、それぞれがおいでになるときに、この方は誰がどうするかという個別計画を知らないと、民生委員がそれぞれ行くわけにはいきませんから、その中で確認をさせて、この人、気になるんですよというときにどうするのかというのを、個別計画によって分かってくるわけですから、皆さんが知っとる必要があるんじゃないだろうかというふうな思いがするので、それぞれつくっておれば、その地域地域で集まって計画すべきではないかというような、私はそういうふうに思っておりましたので、そこらのところはやっぱり考えていただきたいなど。

更新については分かりました。

名簿の保管については、やっぱり非常に難しさがあるのかなというふうな、秘密保持の関係についても、自主防災会でも活発にやっているところと、そうでない組織というのがあって、個人でありますので、そこらはもうちょっとよく検討して、地域との話をされたほうがいいのかというふうな思いをいたしましたので、先ほどの支援計画ですが、支援関係者というのが多岐にわたっているとか、いろんな組織がありますので、それぞれどういうふうな動きをすればよいのかということがあろうと思うんです。社会福祉協議会といえども、それはそうですが、実際問題、どういう動きができるのか、民生委員はどういう動きになるのかというのが、よく民生委員会で話をしていたのは、災害に遭って、民生委員が心配だからその場へ行ってしまうということがありますが、本当は行かないほうが良いと私は思っておるんですが、そこらのところが、やはり全体で把握して、皆さんが行けるんですよ、消防団の人が行っていただける、消防署が行っていただける、警察官が動いていただけるというのが分かれば、あるいは関係者の、組織のいろんな会へ入ってらっしゃるところが行けるというのなら安心しとれるというのがあるんですが、やっぱり全体的にもうちょっと把握し、それを保管していく、あるいは皆さんで共有していくということが必要だと思うんですよ。そこらはやっぱりもう少し検討していただきたいというふうに思いますが、もしあればよろし

くお願いします。

○大森委員長 川村管理監。

○川村危機管理監 横光委員おっしゃっていただいた、地域で共有するということは、非常に私たちも、今から必要になるところだというふうに思っておりますし、ケアマネさんからもそういうふうな要望がございます。ですので、私たちが今考えているのは、自主防災組織の場で、そういったケアマネさんとか民生委員さんとか、携わっていただいている方々が集まって、この方をどうしよう、この方の個別計画をこうやってつくりましたというふうな情報共有をする場を各自主防災組織でつくっていただきたいなど。自主防災組織に負担をかけるのではなくて、自主防災組織はその場を提供して、情報を把握しておくというような役割を担っていただければありがたいなというふうに考えております。

それから、確かに名簿の保管、管理というのはなかなか難しい面があると思いますので、やはり地域の実情に応じて対応していかなければいけないと思いますから、そこはよく話し合っていきたいと思います。

それから、民生委員さんとか、やはり気になっている方を、災害時に何とか消息をきちんと把握したいとかいうところがあるかと思えます。それで災害時、危ないときに活動されるというのは危険も伴いますので、今回の個別支援計画は、支援する側の安全もやはりこれによって確保していきたいなど、この方は、災害のときには親戚のところにおられますよと、あるいは隣の人の家におりますよというようなことが事前に計画されていれば、むやみにお宅に行って安否を確認することは必要なくなるのではないかなど。そのためにも、やはり事前にこういった計画を立てて共有することが必要ではないかなというふうに考えております。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 民生委員のところちょっと気になるのは、民生委員はその家に行く必要はないと私は思うとるんですよ。避難所で確認すればいいと。例えば1人で、私が数名の上だったら、200件以上抱えて、広い範囲で200件以上あったんですよ。そうすると、行けないんですよ。また、行くこともする必要はない、するべきでないと思ったんです。その地域地域の中で助け合うということが必要なんで、そこらのことをはっきりしていかないと、非常に親切な民生委員さんはい行かれて、ほかのところができなくなるということもありますので、そこらのところはやっぱりはっきりしておいていただきたいなという思いがあります。

以上です。

○大森委員長 ほかに御意見ありますか。

山村委員。

○山村委員 要支援者名簿の更新なんですけども、今御説明いただいて、市のほうが毎月1回更新されるということで、各関係機関には半年に1回それを提供するという事なんですけども、実際、災害が起きる頻度と照らし合わせた場合に、半年に1回新しい情報を提供していただいたら、届かないおそれも考えられるんですね。やっぱり四半期に1度とかぐらいの頻度で更新したものは提供していただきたいと思うので、そのところの御意見を伺いたいのと、それから、今、横光委

員の質問の中にもありましたけれども、民生委員さんの責務として、要するに避難された方のチェックというところは、私、そこも民生委員さんのお仕事じゃないと思うんです。というのは、自主防災組織で、その中で防災連絡員さんという位置づけをされましたよね。防災連絡員さんが、それぞれに避難していただいたところの避難者の数をまとめるという仕事を担っていくというふうに、市のほうでは位置づけられていると思うんですけれども、だから、避難者の数と要支援者の状況というのは、防災連絡員さんが把握するものじゃないかと思うんですけれども、その点のところ、どうお考えになりますか。

○大森委員長 川村管理監。

○川村危機管理監 名簿の更新でございますけれども、名簿情報の提供、半年に1度ではちょっと間が空き過ぎるんじゃないかと、そういった御意見もやはり、会議をする中ではあつたりもいたします。ただ、ここは事務量とのあれなんですけれども、随時の変更、これについて、どのように現場のほうになるべく早くお伝えるかは、ちょっとテクニク的なものもございますから、引き続き検討はさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、民生委員さんの責務というのは、民生委員さんもやはり関わっておられる方の安否というのは気になるだろうと思います。ですから、民生委員さんのお仕事の中で確認をされるのは、それは構わないだろうと思うんですが、それじゃ、避難される方、皆、確認しなきゃいけないのかというと、そういうことはなくて、山村委員おっしゃったように、それは基本的には自主防災組織の役割であろうというふうに思っております。ですから、むしろ民生委員の方は、ふだんのお付き合いの中から気になられる方がおられれば、その方をやはり重点的にケアしていただいて、大丈夫かなというふうに、あるいは連絡が取れなかったら、あの人はどちらのほうへというような、関係機関の中で問合せをされたり、そういった役割を果たしていただければありがたいなというふうに思っております。

○大森委員長 山村委員。

○山村委員 今、名簿の更新については、確かに事務量と、通知の伝達の難しさを言われましたけど、今回、DXに非常に力を入れておられるので、そういうところにこそ本当に早急な取組を進めていただきたいと思いますので、また庁内のところでしっかりと危機管理監のほうから要望頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、民生委員さんなんですけれども、確かにものすごく皆さん責任感を持っておられて、自発的に動かれるというところがあるんですけれども、やはり民生委員さん、現在の状況を見ると、年代的にもかなり上の方が多く、でも、無理を押ししてというところもありますので、極力そういうところのお仕事を、つついやって、担ってやろうというお気持ちがあると思うんですが、やはり作業のすみ分けというところはしっかりとお伝えしていただきたい。

それから、防災連絡員さんのほうも充て職で、地区のコミュニティーで、順番に回ってきたんじゃないか、防災訓練のとき、出りゃいいんじゃないだろうぐらいの意識がまだまだおありになると思うので、やはりその点のところは、実際に災害が起きたところをお願いする業務といたしますか、そういうところもまたしっかりと危機管理監のほうでいろいろ、防災訓練にしても、危機管理監自ら出席い

ただることが多いので、やっぱりその都度都度しっかりとそれぞれの立場での取組ということをもたお伝え願えればと思います。

○大森委員長 川村管理監。

○川村危機管理監 名簿の更新については検討させていただきますし、それから、地域の防災の役員さんへの意識啓発というのもさせていただきたいと思います。

それから、やはり今回、要支援者名簿を作るというふうに、これは、平成25年に災害対策基本法が改正されたわけですが、そのきっかけとなった1つは、要支援者さんの安全確保というだけではなくて、支援する側の安全確保という、そういった面もございます。東日本大震災のときに消防団員さんがたくさん亡くなられたと、民生委員さんも結構亡くなられておられるわけですね。やはり事前にそここのところの計画を立てることによって、そうした被害もなくしていこうということが趣旨でございますので、そういう点からも、関係機関の中でその趣旨は共有していきたいというふうに考えております。

○大森委員長 ほかに御意見は。

伊藤委員。

○伊藤委員 避難の体制のことはいろいろ出ておるんですが、どの時点でこの人たちに避難をしてもらうのかというのが、ちょっとはっきりせん部分があるんじゃないかというふうに、じゃけえ、避難勧告の前の段階ということになると思うんで、その指示は市から出るのか、誰が出すのか。予報を見ておれば、そういうのは出てくるとは思うんですが、ちょっとその辺を教えてください。

○大森委員長 川村管理監。

○川村危機管理監 基本的には要支援者さんは、今でいう、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始、その段階で避難行動を開始していただくというのが基本であろうと思います。ただ、その方の避難のしにくさ、あるいは、その方の住んでおられるところの危険度、あるいは、その方を支援していただける方がどの程度自由が利くかと、すぐに迎えに行っていたかとか、そういった環境にもよるかとは思いますが。基本的には警戒レベル3、避難準備の段階で避難行動を起こしていただくということが基本であろうというふうに考えております。

○大森委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 水害とかやったら、ある程度時間が経過して水位が増えてくるということですが、地震というのはいきなり来るわけですから、地震が来たら、民生委員さんも消防団も一旦は自分が被災するわけですから、じゃけえ、すぐ行動を起こすとかいうこともなかなか難しい部分も出てくると思うんですが、そこらも含めて、自主防災組織というか、私のところでいえば、常会で、防災委員2名と常会ということで取り組んでおるんで、そういう、まず被災者でありながら動ける部分、そこらの関係もきちっとしとかんといかんのじゃないか、防災委員任せでもいかんというふうには非常に思うんですが、ぜひともそこら辺も考えた体制にさせていただければというふうに思います。

○大森委員長 川村管理監。

○川村危機管理監 確かに地震は突然来ますので、警戒レベル3とか、そういうふうな事前の予告

がないわけですね。ですから、この個別支援計画というのは、基本的にはだんだん危なくなっていく、大雨のときに対応できるようなものというふうに考えております。沿岸部では恐らく、これは津波にも適用できると思うんですけれども、地震の場合は一瞬にして全部が被災してしまうわけですから、そのときには、個別支援計画を基に、この方がどういうふうな状況であるのかということ把握できると思います。ですから、安否確認用に使用していただくというのが、地震のときには主な使い方になるのではないかなというふうに考えております。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 とても大事なことなんだろうとは思いますが、概要の紙を見させていただいたときに、情報の流れというイメージというところがあります。要は、このぶんを作成するためにどういうふうにするかというときに、市の住基情報からデータを抽出して、条例等で定める全ての要支援者に案内文を郵送すると、そういう等々の流れがありますよね。そこのところで、行政のほうでこれをするのに、ある程度の情報は持ってやられるんだろかなというふうに思うわけですが、その中で、この条例で定める第4条の第2項のところに記載するところの(6)で、避難支援等を必要とする理由をここへ書けという、これもまたおかしげなもんだなと思うんですよ。もうピックアップされた方に対して送っとるのに、あんた、また何でこの支援を必要とするか書きなさいよという、こんなものは必要ないだろかなというふうに思うわけですが、これは何かの基になったものを利用してつくられているんだろかなと思いますけども、それをまた受け取って、個人で、私はいいですよとかいう分は載せないとか、個別の申出があった場合は載せる、様々なことを書かれておりますけども、先ほど来から質問が飛んでおりますけれども、やはり民生委員さんに対しての、またこの名簿を渡していくというのは非常に、今ですら民生委員になり手がない時代に、またこういった重たいものを乗っけるというのはいかがなものかなというふうに思うわけですよ。

やはりシミュレーションをちゃんとしているのかなと、先ほど地震とか言われましたけども、その地域によって、崖崩れとかがない地域もあります。水害が襲ってくる予想がない地域もあります。要は、地域地域によって様々違うわけですよ。そうしたら、いざというときに避難行動を支援してあげようというところは、やはり地域が一番よく分かっているんだと思うんですよ。だから、一番それを知っててもらわないといけないのは、地域の自主防災の組織であったり、常会であったり、自治会であったりするもんだろかなというふうに思うわけです。この中で、介護支援のところをされている業者さんと言われましたけども、そんな広範囲の中を車で回って支援をされているところに、起きたから行ってくださいなんてできないじゃないですか。実際の支援をするのはやっぱり隣近所、避難行動で通りすがりで行く人が声をかけて、この人はこういう人がいるからというので今まではやってきていたけども、人間関係が希薄になって、そういった情報も分からない、特にまちなかにいるとアパート、独居の人なんかの情報が入ってこないというのがあるんで、こういうのを作成する必要性が出てきたんだろかなと思いますけども、そういうところをしっかりと、僕はシミュレーションをちゃんとしなさいといけないんじゃないかなと。だから、こういう配布機関もたくさんありますけども、警察、消防、社会福祉協議会、消防団、本当にこれ、全部行く必要があるのかなというふうに思うわけですよ。これが、例えば災害が発生したら本部が立ち上がり

ますよね、災害対策本部。そうしたときに、どここのエリアにどういう災害が発生していると、その中で、どういう人たちが避難しなければならないというのは、当然本部はその情報を持っている、その分を、ここの部分、安否確認をするために、じゃ、どうするのかというふうな形で、下に下りていった考え方でいかないといけないんじゃないかなと思うんですよ。これ、とても大事なことなんだけど、いっぱいいろんなことを書いているんだけど、実際に災害が起きたときに、本当にうまく機能するのかな、右往左往しそうな気がして仕方がない。本部からその地域の避難所、避難所に行って、避難所の、例えばそこで誰々がこの情報を把握して、このエリアの中でどういふ方々がまだ避難されてないのか、避難してきているのかというのをちゃんと把握できるようなものにつくり上げないと、実際問題としては機能しないんじゃないかなという気がするんですけど、その辺のシミュレーションはちゃんとされていましたか。

○大森委員長 川村管理監。

○川村危機管理監 確かに、最初のほうでおっしゃられました民生委員さん、今でもたくさんの業務を抱えておられて、対象者も多いというところで、この業務を重荷に感じていただくというのは、これは民生委員さんに限らず、どこの機関であっても、やはり負担が強過ぎると長続きしないだろうと思っております。ですから、対象者は2,700人ぐらいおられるんですけども、だけれども、その方々が全部個別支援計画の対象であるのかというと、そんなことはなくて、危険なところに住んでおられる方から優先的に作成していく、あるいは、本当に支援が必要な方から優先的に作成していくということであろうと思います。ですから、先ほどの第4条第2項の第7号、前各号に掲げる者のほか、避難支援等実施に関し、市長が必要と認める事項、これには、防災マップ上の土砂災害危険区域とかに入っていますよとか、あるいは、浸水深がここは深いですよというような情報をこの名簿の中に入れ込んで、それでもって名簿情報にその情報も書き込んで御提供したいというふうに考えております。ですから、やみくもに全部やってくださいというふうにするつもりではございません。

やはり、おっしゃるように、地域が一番分かっておられますから、例えば個別支援計画をつくったとしても、介護関係者が災害のときに行けるわけではないというふうに思います。ですので、個別支援計画では、私は行けないけれども、どうするというふうな形で、私は息子に迎えに来てもらうよと、まだ自分で行けるけえ、ここに行きますというように、あらかじめ決めていただくと、それを介護事業者さんも持っており、自主防災組織も共有するという形で、個別支援計画を地域でつくっていただきたいなというふうに考えております。

シミュレーションについては、様々ケースを考えて、関係機関さんともこれまで協議をしてまいりました。市内ではもっとたくさん協議をしてまいりましたけれども、やはり地域によって、例えばもうそういった体制ができているところもあります。全くできてないところもあると。体制ができているところは、もう今うまくいっていることを、あまりつつく必要がないというふうに思います。ただ、体制ができてないところは、やはりこういうふうにしたらどうでしょうというふうな道筋を市のほうからお示して、地域と一緒に話をして、つくり上げていくという形になるかなというふうに考えております。ですから、シミュレーションはその地域地域でやっていこうというふう

に考えております。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 その対象者になる方も、これからそういった計画を立てていったりするときに、いざというときにはこの人が来てくれるんだとかいうのが、ある程度分かったほうがいいなと僕は思ったのが、消防団であるとか警察官の方は、服装を見ればある程度分かりますけども、変な言い方をすれば、それでない人というか、悪意を持った人なんかがもし来てとかいうことが、三次ではないとは思いますが、そういう方で、あ、この人たちが来てくれるんだという安心感を与えてあげるのも必要なんだろうと思いますし、先ほど僕、シミュレーションをしていますかと言った、エリアエリアによって、急傾斜地のエリア、土砂災害のエリアと水害が起きている、床上浸水が起きている、要するに、寝たきり老人なんかがいると生命に危険が及ぶエリア、全くそういうのが必要ないエリア、要は地震だけというエリア、様々にあると思うんですけど、やっぱりそれぞれのエリア分けをした形の、瞬時に動ける体制というのをどうやってつくるべきかというのは、やはり地域が、一番距離的に近いところにいる人をお願いをしていくというのが一番だろうとは思っていますよね。これを見たときに、本当に動けるのはやっぱり近所だろうと僕はいつも思っているんで、平日頃からそういうところに気をかけてもらうような働きで。

反対にまちなか、私の住んでいるところの十日市東なんかというのはアパートが多いわけですよ。アパートで、ひとり住まいの老人の方等々がいらっしゃって、要介護5の、そういうのは、地域になかなか情報は出てきませんよね。そういうのを今回、これで、自主防災の人は把握するんだろうと思いますけど、実際にその隣にいる人等々が知らないパターンが出ますよね、これだったら。そのときには、この情報をやっぱり伝えないほうがいいのか、そういうのもあるだろうと思うんですよ。実際にすぐ隣にいる人ですよ。防災組織に入っている人は100メートルか200メートル先にいる人だったということもあるじゃないですか。その辺のところはどういうふうにフォローしていくのかなど。

○大森委員長 川村管理監。

○川村危機管理監 十日市、三次、八次という、市中心部がやはり一番難しいだろうと思っております。やはり地域のつながりがどうしても薄いところでありますので、そこについては、まだ引き続き検討していかなくちゃいけないと思っておりますが、ただ、地域のつながりは薄くても、福祉サービスの面では何かのつながりを持っておられるのではないかとこのところから、今回、ケアマネさんとか事業所さんとも連携をして、そういった方々の、個別にこの方をどうするというのを確認していくという作業が個別支援計画の作成の目的であります。

もう一つは、どうやっていざというときに逃げるのかというところがありますが、そこは、隣の人に一緒に連れていってもらおうよという人もおられるし、家族が迎えに来てくれるという人がおられるかもしれませんが、おられない方もあるのではないかなんかということは考えておまして、やはり最後は、そういった方々をどう災害の危険からお救いするかということについては、引き続き検討していかなくちゃいけないというふうに思っております。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 個人の情報というのは大変ナイーブなので、ぼんぼんぼんぼん知らせるといふわけにはいかんのはよく分かりますけど、実際問題起きたときにはそういった形で、やっぱり近所の、近くの者が行ってあげるのが一番いいんだろうというふうには僕は思っているの、元気な人がね。そういうところに対して今からしっかりと検討していただいて、その情報を伝えるべきか伝えないべきかということもあるかと思うんです。隣だから、すぐ伝えればいいというもんじゃないですから、その辺のところはやっぱり地域の方々のいろんな、自主防災組織であったり、常会であったりというところに対しての取組をお願いしていくというのが、この条例以外のところでの大事なことだろうと思いますんで、条例つくったから、もうその方々は安心ですよという問題じゃないと思いますんで、しっかりと取り組んでもらいたいというふうにお願ひします。

○大森委員長 ほかに。

中原委員。

○中原委員 この文章の中でちょっと分からなかったんで、ちょっと教えてもらいたいことがあるんですけど、第5条の3の避難支援等関係者その他に対してとあるんですけど、先ほどいっぱい機関が、消防署とか、いろんな機関が書いてあるんですけど、避難支援等関係者以外の者、例えばこの情報を市長が教えますよという、そういう関係者というのは、思い当たるところは、例えばどういふところの関係者を考えとってんかなと、教えてください。

○大森委員長 川村管理監。

○川村危機管理監 第5条第3項において、災害時など、緊急の場合に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に対しての、このその他の者というところかと思ひますけれども、その他の者というのは一般の方でございます。そこに区切りはなく、例えばたまたまそこを通りかかった人に手伝ってくださいと、この方はこういうふうなハンディがあるので、そこに気をつけて、一緒に避難を手伝ってくださいというのが、その他の方であります。ちょっと出てきませんが、消防業務においても、消防組織法では、火事の際にその現場におる方に手伝っていただくというふうなことが定められて、それは可能であると定められておりますので、その趣旨の定めでございます。ですから、その他の方というのは、手伝える方であれば誰でもということになります。

○大森委員長 中原委員。

○中原委員 その情報を教えてくださいと言ったら、誰でも教えて、可能だと言われたんですけど、それを利用する人も、例えば助けに行くからということで、教えてくれと言う人も中にはおらんんじゃないかなと思ひて。例えば先ほどいっぱい関係者の名前が書いてあるのに、備北消防とか警察とか、それ以上の人がおらんかなと思ひて、災害に遭って、危機的状況で助けに行かへんのが、その人らが行った以上に助けに行くという段階はかなり、自衛隊とかぐらしか浮かばなかったんで、自衛隊とか、そういうふうなとこなんかなと、普通の人、一般の人が行かれない状況だから、こういう人なんですという情報を出すんかなと思ひたんですけど、今みたいに、誰でもいいという形になると、空き家になって、例えば悪い意味で情報を求める人もおつても教えられるということなんかなとちょっと思ひたんで、その他というのがちょっとあまりにも漠然と、今、答えもちょっと漠然だったんで、それでいいのかなというのを思ひたもので、ちょっと聞かせてもらっ

たんですけど、それは今後考えてもらえれば、今ここで誰というのを突き止めるつもりはないんです。ただ、そういうようなところをちょっと考えてもらいたいなというのと、すいません、もう一個、第4条の2番目の(7)で、避難支援等の実施に関して、市長が必要と認める事項という枠があるんですけど、名簿で名前、生年月日、性別、住所とか、事細かく結構書いとるのへ持って行って、市長が必要と認める事項というものがどういうものなのかなと思って、これ以上にまだ情報、知っとかにかいけんことが市もあってんかなと思って、どこまでを求めておられるのか、もし分かれば教えてください。

○大森委員長 川村管理監。

○川村危機管理監 最初の質問の、その他の者というのは、おっしゃるとおり、自衛隊の方も入ってこようかと思えます。それはここに、条例上に明記されておりませんが、災害対策を主とする機関でありますので、自衛隊さんが入ってこられたら、当然自衛隊さんにもこの方の、必要な限度での情報は提供させていただくということになろうかと思えます。そのほかにも、この方の救助等に必要であれば、その限度において提供させていただくことでもありますので、それは、災害対策基本法の法律上の解釈ですから、そのように物の本にも書いてございまして、そのように認識しているところであります。

それから、その次の第4条第2項第7号の市長が認める事項というのは、先ほど小田委員のほうからの御質問にもありましたけれども、そこの地域の災害危険性等を、具体的には、そういったものを考えております。それらを含めた名簿として、市は持つておると。その中から必要な情報を名簿情報として関係機関の方にお渡しするというふうに考えております。

○大森委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 ありがとうございます。時間があと、予定してあるのが2分しかないですが、ちょっと聞かせてください。要するに、要支援者に対する名簿を作るという、それは、要介護支援の名簿じゃないんですか。2条の3のところ、避難支援等関係者とある中で、例えば私のところというたら、使えそうなのは、駐在さんと消防組合、消防団ぐらいなもので、民生委員とか社会福祉協議会というのは、それと自主防災組織も含めて、これ、完全に二次災害が起きるメンバーですね。なぜかという、民生委員にしても80過ぎとか、自主防災組織でも75から80ぐらい、こういうメンバーが避難を手伝うというのは、あまりにも無鉄砲なあれかなと思って。どこのものをひな形にしちゃったのか、それはよく分らないですけども。

あと、秘密保持の保証をするのは、してはいけない、守秘義務があるから守らなきゃいけないというものはあるけども、じゃ、なったときにはどうするのかというたら、ごめんなさいで済みますかということになろうかと思うんですけど、そこらをちょっと簡単に、あれば答弁してください。

川村管理監。

○川村危機管理監 まず、第2条の第3号ですけれども、避難支援等関係者として列記しています備北地区消防組合、以下の関係機関でございますが、確かにこの中で災害時に動けるのは、消防組合と警察と消防団であろうと思えます。その他の民生委員さんとか社協さん、自主防災組織という

のは、基本的には災害時に現場で活動はしないというふうを考えております。ただ、この方々は、災害時には動かないが、平時において、個別支援計画をつくるなどの取組をしていただくというのが大きな役割というふうを考えております。

それから、守秘義務については、おっしゃいますとおり、この条例では罰則等は定めておりません。これは、やはり法律でもそうなんですけれども、そこで、こういった自主防災組織とか民生委員さん、あるいは福祉関係者さんの協力を得る際に、罰則を設けたのでは、この取組自体が委縮してしまうという懸念があって、罰則は設けていないものであります。その代わり、きちんとそこは個人情報保護できるように、仕組みとして担保していかなければいけないというふうには考えております。ただ、それでも故意によるか、過失によるか、個人情報を漏えいして、第三者と申しますか、御本人さんなどに不利益が生じた場合においては、これはやはり民法上の責任というものは生じてくるかなというふうには考えておりますし、当然市のほうも、管理監督の責任というのは生じてこようかなというふうには考えております。その程度にもよるかとは思いますが、そういう意味でも、きちんとやっていきたいと思っております。

○大森委員長 それを議論しよったら、あと30分かかるけえ。

それでは、これにて議案第20号に関して終結をいたします。

執行部の皆さん、御苦勞さんでした。

それから、委員の皆さんには、ここでしばらく休憩を頂きまして、1時35分の開会。

午後0時33分 休憩

午後1時35分 再開

○大森委員長 それでは、休憩前に引き続き、総務部に関わる議案第24号、「三次市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

細美総務部長。

○細美総務部長 議案第24号、「三次市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例（案）」について御説明申し上げます。

本案は、本市が推進しますデジタルトランスフォーメーションの取組に関連し、書面主義、押印原則、対面主義、これらを見直し、行政の効率化をより一層進めていくため、押印を求める行政手続等の見直しをしようとするものであります。

本市の条例のうち、押印を求めることとしています条例、3条例ございますので、その条例の一部を改正しようとするものであります。

内容は、第1条、三次市固定資産評価審査委員会条例の一部改正においては、申出書、調書、口述書、合計6件でございますが、への押印を求める条文を削除するものでございます。

次に、第2条、三次市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正、こちらは、宣誓書の様式中、押印を求める箇所を削除しようとするものでございます。様式が1件でございます。

次に、第3条、三次市火入れに関する条例の一部改正においては、様式第1号、火入れ許可申請書中の押印を求める箇所を削除しようとするものでございます。様式は1件でございます。

以上、よろしく御審査の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大森委員長 ありがとうございます。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

藤岡委員。

○藤岡委員 第24号についてなんですけれども、今回、これによって押印という業務が1つ減るということで、2つ質問させていただきたいんですけれども、まず、先ほど説明いただきました申出書とか調書とか6件、その他様式が1件ずつというところではあるんですけれども、今回の条例案によって、改正によって、例えば今まで押印の全体100としたうちの、どれぐらいの割合の押印の手続が削減できるのかということが1つと、2つ目が、これによって、今まで押印でされてきた中で、やはり職員の方にも何かしら手続の変更で影響があると思うんですけれども、そこら辺の聞き取りというか、変化に対応できるのかということについてはどのように考えられているのか、その2点、聞かせてください。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 まず、1件目でございますけれども、押印のある様式につきましては、各担当から集約をいたしまして、約2,400様式を今集約しておるところでございます。先ほど説明のときに申し上げましたように、このうち、根拠が条例にあるもの、それが今回提出させていただいた3件でございます、様式数が合計8件ということになりますので、この条例によって押印がなくなるのは2,400分の8ということにはなります。そのほかは、規則でございますとか要綱というようなものにそれぞれ定めがございますので、こちらのほうは、大体600本ぐらい例規に定められておるといふふうに把握しておりますけれども、こちらを順次様式改正し、押印を廃止していこうというところがございます。

全体として、2,400のうち幾つ廃止できるのかという見込みなんですけれども、現在、国のほうにおきましても、法令等ですとか国のほうの政令、そうしたものの改正も進められておまして、国が法令を改正すれば、うちが改正できるというようなものも数多くございますので、まずは本市だけで改正ができるもの、こうしたところを中心に規則改正を行い、押印のほうを廃止していこうというふうに考えておるところでございますので、スピード感については国との兼ね合いというところで、正確な数字というのは、まだ現時点では把握ができておりませんが、まずは市のものからということを考えておるところでございます。

また、押印を廃止した後の事務の流れといいますか、職員の動きといいますか、そういうものにつきましては、基本的には、これまでも署名、押印を頂いていたものが署名だけになるというのがまず第一弾の流れかというふうに把握しておりますので、手続的には、そんなに大きく事務の流れ自体は変わらないかと思えます。ただ、若干将来的な話を申し上げますと、押印を廃止することで、当然デジタル化の流れには乗りやすくなるということで、紙提出だったものが電子の提出ということも考えられるかと思えますけど、それはもう少し先の話になりますので、まずは押印を廃止するという手続をしますので、その時点においては、直近の手続においては、職員のほうが大きく手間が増えるかということ、まずはないというふうに考えております。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 押印を廃止するという事になると、これまでゴム印で出されたものもあるかもしれない、団体等によっては。これは、自署されなくてはならないのか、あるいは、団体によってはゴム印でもいいのか、そこらのところはどのようにお考えなのか。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 運用の中で検討になりますけれども、原則といたしましては、署名、押印がこれまででございました。署名、いわゆる自筆、この場合は署名だけでよいかと思えます。記名、押印、先ほど言われました印刷ですとかゴム印、この場合は、運用の過渡期においては、記名、押印という手続も残る可能性というのは認識してございまして、いずれも御本人が、例えば団体の場合、来ていただけないことも十分想定されますので、その場合には、同じ紙を頂くのであれば、まだ記名、押印のほうがスムーズかというふうに思っておりますが、これは全体の流れ、もしくは、先ほど申し上げましたように電子手続、こうしたところへ移行する段階においては、押印のところを排除していく必要があるということも認識してございます。運用においては、記名、押印、署名、このパターンがまずは運用かなというふうに思っております。

○大森委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、議案第24号に関する質疑を終了いたします。

続きまして、同じく総務部、議案第25号、三次市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(案)の審査を求めます。

執行部の説明を求めます。

細美部長。

○細美総務部長 それでは、続いて着座のまま失礼をいたします。議案第25号、三次市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、再任用職員も公益法人等へ派遣可能とすること、及び市が派遣職員に支給できる給与の規定について、全ての給与を支給することができるよう見直すものでございます。

主な内容は、再任用職員について、資格職や専門性の高い職種もあることから、今後、公益法人等へ派遣する可能性があり、第2条に規定しております公益法人等へ派遣することができない職員の規定から、再任用職員及び再任用短時間職員を除くことによりまして、再任用職員の派遣を可能とするものでございます。

併せまして、第4条に規定しています、市が派遣職員に支給できる給与の規定につきましては、これまで、給与、期末手当など、基本的給与に限定しておりましたが、市の委託料により事業を行うものであるとか、密接な関連業務を推進する公益的法人等へ派遣する場合、全ての給与を市が支給できるように見直すものでございます。

その他につきましては、字句の修正等でございます。

以上、よろしく御審査の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大森委員長 ただいま議案第25号の説明をしていただきました。委員の皆さんの質疑のある方は

挙手をお願いします。

小田委員。

○小田委員 まず最初に、三次市の公益的法人、これは、例えばどういったものがあるのかちょっと教えてください。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 派遣できます公益的法人につきましては、条例第2条の中に定めがございます。具体的に申し上げますと、第1号のところにつきましては、一般社団法人とか一般財団法人でございますので、広島県市町村振興協会ですとか地域包括支援センターみよしなどが該当するものでございます。第2号につきましては、土地開発公社、社会福祉協議会、こちらが該当でございます。もう一つ、第3号、これは広島県市長会、日本赤十字社、公益財団法人で広島県地域保健医療推進機構というのがあるんですけども、こちらが現時点で派遣できる公益的法人となっております。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 一番最初に一般社団法人、財団法人もというふうに説明されたように思うんですが、三次市の中にある社団法人、財団法人、例えば観光協会是一般社団法人ですわね。それも可能だということですね。例えばですね。それと奥田元宗・小由女美術館、あそこは財団ですわね。あそこも可能だということですね。そういうところに派遣をするわけですね。たしかこれ、派遣をしたときの、要するに業務の命令系統、これについて、雇い主からでない業務命令ができないというのがあったんじゃないかなというふうに思うわけですが、その辺のところはクリアになるんですか。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 まず、先ほど申し上げました一般社団法人ですとか一般財団法人、こちらのほう、すいません、言葉が足らずでございまして、正確には、のうちで規則で定めるものというふうにはなってございますけれども、規則で定めれば、先ほど支援センターを申し上げましたけれども、同じように派遣は可能でございます。

2点目の派遣したときの指揮命令系統でございまして、派遣をしますと、その派遣先団体の所属の職員になりますので、そちらの指揮命令下に入るということになりますので、市役所の職員でなくなるというのは、ちょっと表現が適切かどうか分かりませんが、派遣先の職員という身分になります。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 いや、そこでちょっと釈然とせんのが出てくるわけですよ。だから、さっきも言ったように、雇い主は三次市なわけですよ。違うところに行くわけですよ。派遣されて。その命令系統が、これは何年か前に社会的問題になったんじゃないかと思うんですが、雇い主からでない職員に対して仕事の業務命令、これをしなさい、あれをしなさいという仕事の命令を出せなくなったんじゃないかと思うんですが、これは、市がこういうふうな公益的法人に対してやる分に関しては、それはその中に含まれないとかいうような条文とか何かがあるんですか。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 この条例につきましては、平成12年に法律が定められておるんですが、公益的

人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律ということで、これが定められていて、この法律に基づいて派遣が認められておるということで、先ほど申し上げましたように、ある程度限定的、どこへでも派遣ができるという条文にはなってございません。先ほど申し上げましたような一般社団法人でありますとか、規則で定めるようなものというところに限定されていまして、派遣になりましたら、繰り返しになりますけども、派遣先の職員になりますので、派遣先の指揮命令を受けることができるというルールになっております。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 派遣されること自体はええんです。僕が聞きよるのは、命令系統を言いよるんです、仕事のね。それが、だから、命令で派遣して、そこで仕事をしなさいというのは、市のほうが言うたのは、そこで分かるんですけど、行った先で仕事をしよるときに、その財団法人でも、その人が「小田君、ちょっとこれ、せいや」と言われる分の、その命令を聞いてもいいかのかどうかというのが、たしかこれは労働基準何かのあれであったんじゃないかと思うんですけど、その辺のところはクリアになっとるんですかというて聞いとる。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 結論から申し上げますと、そこはクリアになってございます。恐らく委員おっしゃっておられるのが、業務委託で入っていただいていた方に、業務委託先の、業務委託で委託先の人間が来ておる人間に対して直接命令ができないというような、言われていました派遣法との関係で、確かに問題になったことがあったかというふうに思いますけれども、今回の部分は、先ほど申し上げました法律に基づいて、そこはクリアになっておりますので、派遣先の指揮命令系統下に入って、命令を受けても問題はございません。

○大森委員長 問題はない。じゃけえ、市の給与形態、扱いに準ずる、準ずるじゃなくて、ほとんどそのまま。

細美部長。

○細美総務部長 給与形態につきましては、市の給与形態そのままでございます。

○大森委員長 小田委員、よろしいですか。

○小田委員 だから、身分は市の職員ですね。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 両方の身分を持つということになります。

○大森委員長 じゃけえ、行った先の団体の身分と、市の職員としての身分と、両方を持ちますよということ。

細美部長。

○細美総務部長 はい。市の職員の身分はそのまま、残ったまま、行った先の身分が付与されるというか、ひつつくというようなことになりますので、当然、例えば派遣が終われば、自動的といいますか、市の職員でございますので、いわゆる採用等々ではなくて、帰ってくるということになりますので、あくまでも市の職員の身分を持ったまま、行った先の財団の職員としての身分も付与されるということになります。

○大森委員長 ちょっとそこで、今の小田委員に関連して、歳費等はどこから出るんですか。行った先の団体なのか、市なのか。

桑田総務課長。

○桑田総務課長 歳費、給与でございますけれども、給与については、条例上は、今回のを御可決いただきましたら、市が全部支払うことができるという規定ですので、行った先の団体との協定を結ばさせていただきますけれども、そこで給与はどちらが払うかを決めます。全部市が払うこともできますし、全部行った先の団体が払うことも、どちらでもできます。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 分かりやすく言えば、例えば総務部付職員で、何の誰兵衛をどこどこへ派遣するということになるわけですね。じゃけえ、例えば教育委員会だったら、教育委員会に行くときには、市長部局から退職させて、教育委員会部局で採用して、そこで人事異動でまた帰ってくるには市長部局で採用するということになるが、今回の場合は、例えば総務部付職員で、そこから派遣しますよと、県の職員なんかは派遣しよるね。そういう格好で支払いしますよと。給与の支払いが、市が直接払うのか、あるいは補助金の何かとか、いろんな団体の中で、包括支援センターだったら、そこへ補助金等を出して、その中からその分を出す感じで、また違ってくると思うんで、この分は市が直接払うということでしょう、これは。払うことができる。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 条例の扱いでは、払うことができるでございますので、結局どちらからでも払えるということにはなりません。市から直接払うことも可能ですし、例えば県に行っている場合、県から払ってもらうことも可能ですので、先ほど総務課長が申しましたように、派遣先との協議で、どちらが直接本人に払うかは決めることができます。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 ということは、例えば、給与もさることながら、共済年金等々があると思うんですね。共済年金の支払いはどこが行うかということになると、やっぱりそれを継続するということになる、社団法人だったら厚生年金かもしれません。でも、共済の職員だったら、共済職員のところで年金を払わにゃいけんでしょう。その掛金等々はどうなるか、継続できるのかどうかということがあって、そういう面をもって、こういうことがあるのかということがあろうと思うんです。

もう一つ聞きたいのは、この条例を出すということは、そういう職員が今後生まれてくる、発生するということですね。私は、職員というのは、過去の経験があるんですが、断層的になるということがあるんですね。毎年何人かずっと採用していかないと、組織というのがなかなかうまくできないと思う。一遍に辞めて、年齢が、職員の層がぐっと若くなって、かなり負担がかかる、経験がない人が多いということになることもあるわけですが、そこらのところはどのように、毎年ずっと採用していけばいいですが、合併当初、どんどん辞めていく中で採用が少なかったという、弊害が後に出てくると思うんですが、そこらはどがに考えていらっしゃるか。これで、そこへ行かすことがいいのか、あるいは、新しくどんどん職員を雇って更新をしていくのがいいのかという思いがあるんですが、そこらはどがにお考えなのか、併せて聞かせてください。

○大森委員長 桑田総務課長。

○桑田総務課長 1つ目の御質問の共済でございますけれども、派遣職員はそのまま公務員の共済に加入します。派遣中でも公務員の共済に加入しますので、負担金等は市のほうから掛けるということになっております。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 それでは、いわゆる想定があるのかという御質問の部分でございますけれども、先ほど少し相手方としてお話を申し上げましたが、包括支援センター、こちらにつきましては、現在、5人の職員を派遣しておるところでございます。管理職もおりますけれども、そのうち4人が保健師の資格を持っておりまして、おっしゃいますように、保健師というのは資格職でございますので、派遣の可能性があるというふうに考えまして、今回、条例改正をお願いしたものでございます。

また、いわゆる派遣をすることで減ったというか、数がだんだん少なくなっておる職員を派遣することについての考え方でございますけれども、おっしゃいますように、こちらの職員の中から派遣をするわけでございますので、職員が減って業務が停滞するということは、可能性としてはございます。1つには、例えば広島県とやっておりますけれども、いわゆる交換派遣ということで、広島県などの場合は、派遣をして、いわゆる勉強であったり、人脈をつくりに行くというようなメリットを取りながら、なおかつ人を入れ替えていただくことで、頭数についてはそのままキープをさせていただくという派遣の方法もありましょうし、また、少ない職員の中からとはいえ、業務として出さなければ、例えば研修であったり、もしくは広域的な事務のために出さなければならぬ場合には、必要なものとして出さざるを得ないところはあろうかとは思いますが、派遣につきましては、その必要性なり、こちらの職員数を勘案して、派遣が適切か、いや、派遣者を減らすほうがいいのかというのは判断をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 もう一つ聞きたいのは、例えば退職をされて臨時的任用をされる職員とかというのがあるでしょう。どんどんどんどん市が雇うということよりも、次の職員を、新しい職員に来ていただいて、育てていくということが必要なんではないでしょうかということなんです。包括支援センターの場合だったら、行きっ放しですよ。向こうからおいでいただくということはないわけですから、そこらも併せて、職員がだんだん少なくなると、業務が多くなって、苦しくなってくるんじゃないかということも、今、そういうことを言われておるんじゃないかなというふうに私は思っておりますが、そこらも併せて、人事配置とかいうことで、やっぱり派遣職員よりも再任用をどんどん増やすことが本当によいのか、新しい職員をどんどん増やしていくほうがいいのかということを考えて取り組んでいただきたいなということを言っているわけです。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 横光委員おっしゃいましたとおりでございますが、定員管理計画の中ではございますけれども、一定程度の新陳代謝といいますか、若手職員の雇用のほうも当然進めていくべきであらうかとは思いますが。

一方におきまして、先ほども申し上げましたような保健師ですとか、あと技術系の職員、こうしたところについては、なかなか御応募が少ないという実態もございまして、特に資格系の職員なんかについては、再任用の方にもまだまだ御活躍を頂かなければならないという現実もあるのも実態でございます。いずれにしましても、適正な職員の年齢階層等々に努めてまいりたいというふうに思っております。

○大森委員長 ほかに。

藤岡委員。

○藤岡委員 先ほど横光委員の質問にちょっと関連をいたしまして、確認で1つ目の質問をさせていただきたいのが、派遣先によって、職員の方が派遣されたことによって、給与形態が変わるといいうことはないという認識でいいのか。つまり、派遣先によって給料が上がったり下がったりする可能性があるというところですね。そういうことは、今の話の中では多分ないとは思うんですけど、それをちょっと確認させていただきたいのが1件。

それと、身分はどちらも持つ可能性があり、指示は派遣先がすると、指示命令系統は派遣先が持っている、つまりは、例えば残業をしてくださいという指示命令というのは派遣先が持っている、ただし、協議によっては、残業代も含めた給与というのは、三次市が支払う可能性があるとなった場合に、例えば、下手したら、残業代は全部三次市が出してくれるんだから、もう三六協定、無視しちゃいけないですけども、その範囲内で限界まで残業させる可能性だって、できんことではないと思うんですよ。そこに関しての監視というか、労働環境の監督というのは、三次市としてはどういうふうにするのかということ、以上、2点ほど、確認と併せて質問させていただければと思います。

○大森委員長 桑田総務課長。

○桑田総務課長 派遣先によって給与体系が変わるかということにつきましては、基本的には、派遣する職員は三次市の給与体系そのままで行くということで、その金額で、市が直接払うか、向こうから払っていただくかということで、それによる有利不利なことはございません。

身分はどちらも持ちまして、派遣された場合は、派遣先の業務を派遣先の指示で行うこととなりますので、おっしゃるように、残業の指示も派遣先の管理職の方から指示されるということにはなりませんけれども、協定によっては、市のほうがその部分も含めて給与を支払うことにはなりますが、かといって、派遣先でも、恐らく民間ですから、三六協定等々あると思いますが、その範囲で行っていただきますし、毎月報告は市のほうに、給与を支払うために、何時間したかという報告は受けますので、明らかにおかしいことがあれば、当然指導はするということになるかと思います。

○大森委員長 ほかに御意見は。

小田委員。

○小田委員 公益的法人というのはどういうものかと聞いたときに、様々言われましたけども、そういう三次市が想定して、今回の職員を派遣する派遣先の一覧表みたいなのは、これは要望じゃないんですか。どういうところが想定されるのかというのは、ちょっと教えてもらいたいなとは思ったんですけど。

○大森委員長 これ、資料請求できますか、一覧表の。

細美部長。

○細美総務部長 資料につきましては、当然お出しをいたしますが、先ほど申しあげましたように、一般社団法人と財団法人につきましては、規則で定めておるものになりますので、可能性のものについてはちょっと分かりかねますので、先ほど申しあげました、広島県市町村振興協会と包括支援センターみよしだけになります。

○小田委員 社団法人と財団法人のほうが気になつとる。どういうところが可能性があるんだろうかという。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 検討してもらいよる間に。要は、例えばこれ、変な話だけど、そこの包括支援センターとか、普通の職員のような形で、自分とこで人件費払ってまで雇えんので、市のほうで協力してくださいというふうな打診があつてのことなんだろうというふうに推察はするんですけども、やはり今、三次市、財源がどんどん不足してきよる昨今、悪いことではないとは思いますが、そこの財団、包括支援センターだったり、県のところが、自分とこの財源で職員を雇ってもらうほうが、市の持ち出しが少ないほうが僕はいいと思うわけですよ。だから、そういう先に、社団法人とか財団法人で可能性があるところというのはどこなのか、多分皆さん、人件費で苦しいところがあると思うんで、市のほうで協力してくれというものも来るかもわからんと思ったんで、ぜひその資料を出してほしいということなんです。

○大森委員長 そのところ、部長のほうから。

細美部長。

○細美総務部長 先ほど御説明いたしましたように、派遣できる先というのが条例に定めがございまして、その第1号が、先ほど来、話を頂いております一般社団法人、財団法人で、市が出資、または会員であるという条件はありますけれども、そのうちから規則で定めるものというふうになりますので、規則で定めるもの以外のところを漏れなくお出しするというのがなかなか難しいところかと思しますので、規則で定めたものについては当然お出しをできるんですけども。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 じゃから、この条例ができ上がったら、通ったら、再任用の職員も含めてできるようになるわけでしょう、派遣することが。それを想定しとるところは、今現在は出さなくても、できるところを、どういうところを想定しとるかというのを僕は聞きよるわけです。これを認めたら、これから先、どんどんこの条例で、市の人件費をもってして、派遣していく先がどんどん増えていくことが考えられないこともない。財源が厳しい中でやっていかにやいかんのに、どんどん人件費が膨らんでいって、経常収支比率が99.何%になるのに、そういうことをしていかなきゃいけなくなってくるかもわからんから聞いとるんです。そういうことです。今すぐ予定をしてなくても、そういう可能性があるところはどこなのかということを開きよっただけです。

○大森委員長 これから派遣されるところの出費をどう考えるか。

細美部長。

○細美総務部長 先ほど御説明いたしましたように、一般社団法人、財団法人のうちで、市が出資しておるところがございますので、その定義でお出しできるというか、拾えるものを拾った資料ということで提供させていただければと思います。

○大森委員長 そのところ、よろしくをお願いします。

ほかに御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、ほかにないようですので、以上で議案第25号に関わる質疑を終了します。

総務部の皆さん、大変ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入替え)

○大森委員長 それでは、議案第26号、「三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 それでは、議案第26号、「三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」について御説明を申し上げます。

本案は、地域集会所のうち、2施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

その内容につきましては、別表中の海田原集会所及び迫田集会所の2施設について、地元との協議の結果、地元から市に対して施設の譲渡を受けない旨の回答を受けまして、市が解体する方針であり、普通財産に変更して、名称及び位置から削除しようとするものです。このことによりまして、地域集会所の数は現在の11施設から9施設となります。

以上で議案第26号の説明とさせていただきます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○大森委員長 ありがとうございました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

藤岡委員。

○藤岡委員 では、1点ほど、確認という意味で質問なんですけれども、今回、対象となる集会所の地域の方々とは、もう協議は済んでいるという認識でいいでしょうか。

また、今回、その中でもし何か意見が出ていたら、教えていただきたいんですけれども、以上のことをお願いします。

○大森委員長 中原部長。

○中原地域振興部長 2施設とも、地元と協議はさせていただいております。いずれも、地元への譲渡というのは希望されておられません。海田原集会所につきましては、海田原コミュニティ集会所というのが隣接をしておまして、地元の方はこちらのほうを利用されるとお聞きしております。

迫田集会所につきましても、三良坂コミュニティセンターが近くの同地区内にあるということで、そちらを利用されるというふうにお聞きしております。

○大森委員長 ほかに。

山村委員。

○山村委員 地元との協議はお済みになったそうですけれども、自治体によっては、全く地域ではない民間への譲渡とか、払下げというようなことも行っているところもあると聞くんですけれども、本市の考え方としては、一応廃止となったものの利用について、他へのということはお考えになっていませんか。

○大森委員長 中原部長。

○中原地域振興部長 地域集会所につきましても、利用される方が地域の方というふうに限定をされておりますので、地元の方との協議ということになります。ただ、譲渡を受けないとかいう施設の場合には、その後の使用については、有効な活用方法があればですが、ない場合には解体という方向になると思います。

○大森委員長 山村委員。

○山村委員 積極的に譲渡先とか、あるいは払下げとか、お探しになるというようなことは考えてらっしゃらないですか。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 現在では、そういった積極的に他の民間とかに譲渡については考えてない状況でございます。

○大森委員長 ほかに。

伊藤委員。

○伊藤委員 関連するんですが、民間に払下げということは考えてないということですが、この建物、写真を見ると、すごくまだ立派で活用できるんじゃないかと思うし、築何年かというのを教えてください。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 築何年かということでございますけれども、海田原集会所につきましてももう38年経過しております。それから、迫田集会所につきましても42年経過しているということでございます。外観につきましては、海田原集会所につきましても鉄筋コンクリートということでございますし、迫田集会所につきましても鉄骨造りということでございますので、外観的にはしっかりした形ではございますけれども、劣化のほうも進んでおりまして、使用するということになれば、ある程度修繕が必要になってくるという状況でございます。

○大森委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 耐震構造ではないということですか。耐震はできとるんですか。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 昭和56年が新基準ということになっておりますので、海田原集会所につきましても基準を満たしておりますが、迫田集会所につきましても基準を満たしていないという状況で

ございます。

○大森委員長 ほかに御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 ほかにないようでありますので、以上で議案第26号に関わる質疑を終了いたします。

続いて、議案第27号、「三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

中原部長。

○中原地域振興部長 それでは、議案第27号、「三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」について御説明を申し上げます。

本案は、三良坂運動公園陸上競技場、三和総合運動公園及びカーター記念球場について、指定管理者の指定の期間から削除し、吉舎ゲートボール場、吉舎清綱ゲートボール場、吉舎敷地ゲートボール場については普通財産に変更、また、甲奴上川ゲートボール場、君田テニスコート管理棟につきましては廃止するものとし、三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

その内容は、まず三良坂運動公園陸上競技場、三和総合運動公園及びカーター記念球場の3施設の指定管理期間については、過去に指定管理者を募集しましたが、応募がなく、現状では、三良坂運動公園陸上競技場及び三和総合運動公園は直営により管理をしています。また、カーター記念球場は非公募により指定管理期間を3年間としており、いずれも現状に合わせて整理をしようとするものです。

次に、吉舎ゲートボール場、吉舎清綱ゲートボール場、吉舎敷地ゲートボール場については、地元協議の結果、地元で管理をしていただくこととなったため、普通財産に変更します。

また、甲奴上川ゲートボール場については、今後、地元として使用する意思がないため、廃止します。

最後に、君田テニスコート管理棟につきましては、地元協議の結果、使用実態もないため、廃止し、本条例に定める利用料金の規定から削除しようとするものです。

以上で議案第27号の説明とさせていただきます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○大森委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

横光委員。

○横光委員 指定管理、6年だったものを3年にすると、それは別に構わんですが、指定管理の公募、非公募ということで、なかったと、公募はいつでも受けるんですか。期限を切って、これから3年間になりますから、この期間に指定管理を行う人を公募しますよということがあるのかないのか、ちょっとその点について。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 今回の3施設につきましては、現状では、2施設が直営、カーター記念球場につきましては3年ということで、非公募で行わせていただいております。過去の実績からということでございますので、今後、公募ということは考えていない状況でございます。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 三和総合運動公園は自治連のほうから、こういうふうに使いたいという計画を出した、その後、すぐ直営に変わったということがあって、非常に残念な思いをしたことがあるんですが、そこらがあって、今からこの施設を有効に使いたいということで、公募してこういうふうにしたいんだということがあったときに、やはり自治連なり、あるいはスポーツクラブなりが指定管理を受けたいよというときに、受け皿が、聞いてもらえるかどうかということをお伺いしたいと思います。直営から指定管理施設にするということです。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 委員のただいまの御意見ということでございますけども、そういった御提案等が各団体からございましたら、内部で検討いたしまして、対応させていただければというふうに考えております。

○大森委員長 ほかに御意見は。

伊藤委員。

○伊藤委員 吉舎ゲートボール場、清網ゲートボール場は地元ということですよ。敷地もか。上川ゲートボール場はもうせんということになって、土地は誰の土地なんですか。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 甲奴上川ゲートボール場の土地につきましては、地元の方の所有の土地ということで、借り上げていた状況でございますので、使用しないということになりますので、お返しするということになります。

○大森委員長 ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 ほかにないようですので、以上で議案第27号に関わる質疑を終了します。

次に、議案第28号、「三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

中原部長。

○中原地域振興部長 議案第28号、「三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」について御説明申し上げます。

本案は、市営水泳プールのうち、上川水泳プール1施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

その内容は、上川水泳プールについて、地元と協議の結果、今後使用する意思がないことから廃止し、別表中の名称及び位置から削除しようとするものです。

以上で議案第28号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大森委員長 ただいま28号、「三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」の説明をしていただきました。委員の皆さんの質疑を求めます。

伊藤委員。

○伊藤委員 使用しないということで、地元も管理しないということになれば、今後どのように管理するのか、なくしてしまうのかどうかお聞きします。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 上川水泳プールにつきましては、地元との協議も終わりました、甲奴町振興協議会連合会とも協議させていただいております。廃止ということで、利活用につきましては案がないということでございますので、今の現状では廃止ということで、時期を見て、取り壊し、解体等を考えているところでございます。

以上です。

○大森委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 土地は誰の土地ですか。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 土地につきまして、確認をさせていただきたいというふうに思っておりますので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○大森委員長 後日。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 ほかにないようですので、議案第28号に関わる質疑を終了いたします。

地域振興部の皆さん、ありがとうございました。

続いて、経営企画部より報告がございました。

（執行部入替え）

○大森委員長 続いて、報告事項に移ります。

経営企画部から、ケーブルテレビ設備等の賃貸借に関する契約の更新について、総務常任委員会に報告したいとの申出がありましたので、これを許可しております。

経営企画部の皆さん、報告のほど、よろしく願いいたします。

宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 お手元に資料をお配りしておりますケーブルテレビ設備等の賃貸借に関する契約の更新についてを御覧ください。

それでは、説明のほうをさせていただきます。

○大森委員長 それでは、説明をお願いします。

○宮脇経営企画部長 平成27年度に契約したケーブルテレビ設備等の賃貸借に関する契約（以下、IRU計画という）について、契約更新を行いますので、御報告いたします。

内容については、変更はございません。

契約概要といたしましては、1、貸付設備等といたしまして、放送通信設備及び伝送路設備一

式、賃貸借期間といたしましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。賃料は年額1億900万、消費税及び地方消費税を含みます。経済情勢の変動等、やむを得ない事情があると認められるときには、甲乙、三次市とケーブルビジョンでございます。協議の上、これを変更することができるかとさせていただいております。

以上でございます。

○大森委員長 ただいま経営企画部のほうから報告がございました。これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

藤岡委員。

○藤岡委員 今回、契約更新を行ったというところで報告をしていただいたんですけども、この契約更新に当たって、何かしらの協議はされていたと思います。今回、賃料のところかというと、3つ目のところに、やむを得ない事情があるときは変更することができるというふうにあるんですけども、そこについて、今回は変更なしで1億900万円というところだけあったんですけども、例えば今後の見通しとかも含めて、放送設備一式の更新とかでまたお金がかかってきたり、またピオネット、ケーブルテレビのところでも、経済的情勢があつたり、変化する中で、賃料の変更のところについては、何かしら議論は出たんでしょうか。出なかったら、それでいいです。もし出たのであれば、どういったことが出たのかを教えてくださいなと思います。

○大森委員長 東山情報政策課長。

○東山情報政策課長 賃料につきましては、会社の経営状況等を判断いたしまして、現在の状況ですけれども、ケーブルテレビ加入率、ほぼ65%台で推移しております。ただ、人口のほうは、皆さん御承知のように、次第に減少に転じている状況でございますけれども、これを極端に現時点から人口増という方向もちょっと見込みが難しいんですけども、会社と協議しまして、現状の賃料であればお支払いいただけるというところがございますので、据置きということで1億900万円とさせていただいております。

一応見直しという文章を入れさせていただいておりますけれども、これは、よほど緊急的なことがあった場合に限ってということで、今回、契約期間、一応5年間とさせていただいております。基本的には1億900万円で賃料をお支払いいただくということでございます。その緊急的なものといいますが、全市的な災害等があったときに、会社のほうも経営が著しく損害を受けるような場合がございましたら、そのときは協議させていただき、もちろん議会のほうにも報告させていただいた上で変更ということになろうかと考えております。

以上でございます。

○大森委員長 ほかに御意見は。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、これで報告についての質疑を終わります。

経営企画部の皆さん、大変御苦労さんでした。

(執行部退室)

○大森委員長 これから付託を受けた議案の採決を行います。

皆さんのところに配付をしております審査報告書に沿って、議案ごとに討論の後、採決といたします。

それでは、まず議案第20号から始めていきたいと思っております。「三次市避難行動要支援者名簿に関する条例（案）」につきまして、討論のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第24号、「三次市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例（案）」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第25号、「三次市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第26号、「三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第27号、「三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

最後に、議案第28号、「三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」の討論をお願いします。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第45号の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

それでは、委員長報告に付すべき意見、要望を、委員の皆さんからございましたら、出していたきたいと思います。

藤岡委員。

○藤岡委員 それでは、まず議案第45号から、今回、連携中枢都市圏形成の連携協約に至っては、事業であったり、取組という、三次市がどういう協力をしていくかというところの具体的な中身については、それぞれの事業であったり、取組ごとで連携をまた協議していかないといけないところが大きいと。そこにおいて、その協議の場で、先ほど弓掛委員が言われましたが、三次市としてどのようにちゃんと意見を発信していくのか、三次市の立ち位置をはっきりとして取り組んでいただけるよう要望したいなと思います。

また、2つ目が、議案第20号についてなんですけれども、三次市避難行動要支援者名簿に関する条例については、やはり個人情報の取扱いの観点から、この名簿を渡される方も非常に取扱いに、情報漏えいという観点で、いろいろ考えさせられるところがあると思うので、そこへの対応をしっかりして、指示、指導を含めた対応をしていただきたいというところを、委員長報告にちょっとつけていただければなと思います。

以上です。

○大森委員長 ほかに。

山村委員。

○山村委員 20号に関しましては、やはり名簿の更新というものを、月1回本部のほうで行われるということなのに、やはり関係機関に半年に1回の提供では、これは更新時期が遅過ぎると思います。もっと更新時期の期間を詰めて、しっかりと新しいものに更新していただきたいと思います。

それから、28号ですけれども、これ、上川のプールなんですけど、大体公共施設、廃止されるのはいいんですが、廃止から利用がない場合、もう撤去ということになる、その撤去までの期間が非常に長いわけですね。地域ではやはり非常にそこが危険な施設となり得る可能性があります。やはりファシリティマネジメントの中で、1つ、撤去という期間も、やはり地域を危険にさらさないように、時期をしっかりと詰めていただきたいということ。

それから、45号に関してなんですけれども、連合審査のときに申しましたが、やはり議案をどこまで、例えば今回の場合は、協議に上げるか否かという議案だったかと思うんですけれども、説明資料の提出の仕方が非常に紛らわしいというか、やっぱりそのところはちゃんと精査して提出していただかないと、議案の審査内容が非常に混沌としてしまっているような状況ですので、やはり議案に対する資料の提出の仕方ということを御一考いただきたいと思います。

○大森委員長 ほかに。

横光委員。

○横光委員 議案第20号でございますが、個別支援計画、それぞれが作成するというか、それぞれの中でやっていくんだという話がありましたが、やはり避難支援等関係者、統一した見解を持つか、皆さんが情報を共有することが必要であろうというふうに思います。そこらはやっぱり関係の人が集まって、一堂に会して、その地域、地域において情報を共有し、そして、その中でも秘密保持をしていくということを設定していただきたいということ。

それから、施設の中で、全体を通して、廃止させる施設、それについては、やはり解体するものは早く解体する、普通財産であっても、災害等があれば、それに対応しなくてはならないということがありますので、早く解体等を行うということが必要だろうというふうに思います。

それから、45号については、山村委員も言われましたけども、やはり負担金であるもの、直接事業を行うもの、混沌としておりますので、そこらをはっきりとして、情報というのは逐次、また議会のほうへも、全員協議会等でも報告されたいということをお願いしたいというふうに思います。

○大森委員長 ほかに。

小田委員。

○小田委員 若干ダブるような感じになるんですけども、議案第20号のところですが、やはりこの条例を運用するに当たっては気をつけてほしいのと同時に、実際に災害が起きたときに、ちゃんと弱者の方を救えるような行動になるように、しっかりとこれからも取り組んでいただきたい。やはり僕、言いましたけども、近くにいる人というのが一番頼りになろうかと思っておりますので、その辺のところしっかりと取り組んでいただきたいということと、議案第25号のところですけども、これ

が、市の人件費の中から払われる人材が公益的法人に派遣されるということでございますので、これからの市の財政を考えるに当たって、慎重に取り組んでいただきたいというふうに思うわけです。それをぜひ付け加えていただきたい。

○大森委員長 ほかには。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、以上で意見の集約を終わりました。

本委員会の報告書の作成等については、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 異議なしと認めさせていただきます。

以上で本委員会に付託をされました議案の審査は全て終了いたしました。これにて総務常任委員会を閉会とします。委員の皆さん、大変御苦労さまでございました。

午後2時56分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和3年3月5日

総務常任委員会

委員長 大 森 俊 和